

用語解説

英数字

COD（化学的酸素要求量）

海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量のことをいいます。

なお、河川の汚濁の指標としては、BOD（生物化学的酸素要求量）が用いられ、これは、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量のことをいいます。

CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされています。

ISO14001（環境マネジメントシステム）

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み（環境マネジメントシステム）の代表的なものです。

NPO（Non-Profit Organization）

教育、文化、医療、福祉、環境保全等、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。

RDF（Refuse Derived Fuel）

生ごみ、紙、プラスチック等の一般廃棄物を破碎し、石灰を混合して固形化した燃料のことをいいます。

3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、発生抑制（Reduce リデュース 廃棄物の発生抑制）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）のことをいいます。

あ行

アクティブ・シチズン

社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ.F.ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

イノベーション

単に「技術革新」の意味だけでなく、これまでのモノ・仕組み等に対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。

エコツーリズム

地域ぐるみで、自然観察や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組みのことをいいます。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。この濃度が高くなることにより気温が上昇する現象が地球温暖化。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類とされています。

か行

環境影響評価(環境アセスメント)(制度)

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測および評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度をいいます。

環境学習・環境教育

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する意欲や問題解決に資する能力を育成するための学習および教育をいいます。学習者、参加者の視点から見た場合は「環境学習」、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」と用いますが、この計画では、双方からの取組を進めていくとの観点から「環境学習・環境教育」と列記した一つの用語としても用いています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で確保されることが望ましい基準のことをいいます。現在、「環境基本法」(ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」)に基づき、大気汚染、公共用水域および地下水の水質汚濁、水底の底質(ダイオキシン類のみ)、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音および土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境経営

企業や行政の事業活動の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく経営をいいます。

環境調整システム

三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する制度のことをいいます。1998年度(平成10年度)から運用しています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障(→「生活環境保全上の支障等」参照)の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林のことをいいます。

かん養

水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。地表の水（雨水や河川水）が地下の帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいいます。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年（昭和63年）に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

協創

三重県では、全国に先駆けて、県民の皆さんやNPOなどのさまざまな主体と行政との役割分担のもと「公」の領域をともに担う「協働」を進めてきました。三重県の新しい県政のビジョンである「みえ県民力ビジョン」においては、これまでの「協働」の取組における積み重ねを生かし、さらに深化させ、行政はもとより、県民の皆さんやNPOなどそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、「協働」による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」という考え方により、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていくこととしています。

京都議定書

1997年（平成9年）に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書をいいます。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるために締約国における2008～2012年（平成20～24年）にかけての排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引等の基本的考え方が決められています。

グリーン・イノベーション

環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術等の研究開発と成果の実利用・普及のためのシステム転換の一体的推進に加え、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルの転換など、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源、エネルギー等の地球環境規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものとされています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

公益財団法人国際環境技術移転センター (ICETT)

日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しみ諸外国、特に開発途上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年（平成2年）に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク（四日市市）に所在しています。

光化学オキシダント (光化学スモッグ)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetylnitrate) 等の酸化物の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉等の粘膜を刺激することがあります。

コンプライアンス

法令や社会的取り決め等を守ること。コンプライアンスという場合、法令や社会的取り決めの文言のみならず、その背後にある精神まで守り、実践することを意味します。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指します。(新エネルギーは、再生可能エネルギーから、大規模な水力発電などを除いたものです。新エネルギーの項も参照してください。)

里海

人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的に管理されることにより、物質循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしや伝統文化と深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のことをいいます。

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

産業廃棄物税

産業廃棄物の処理に着目した税のことで、全国的に「地方税法」に規定する法定外目的税としての導入が進んでいます。三重県では2002年(平成14年)4月から条例を施行しており、排出事業者を納税義務者(申告納付方式)とする制度としています。

自然公園

すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、三重県内では、国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。環境大臣が指定する「国立公園」、「国定公園」と、都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の3種類があります。

指定文化財

「文化財保護法」や県条例、市町村条例に基づき、国や県、市町村によって指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物をいいます。

自動車NO_x・PM法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称です。自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、1992年（平成4年）に定められました。三重県内では、2001年（平成13年）12月に四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車の排出ガスによる大気の汚染状況を常時観測する測定局で、現在、三重県内に7ヶ所の自動車排出ガス測定局が設置されています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念をいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、石油代替エネルギーであって経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進を図ることが特に必要なもの、と定義されており、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用等が該当します。（なお、再生可能エネルギーのうち、大規模な水力発電などは新エネルギーには指定されていません。再生可能エネルギーの項も参照してください。）

生活環境保全上の支障等

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康または生活環境に係る被害が生じている、または、そのおそれがある状態のことをいいます。なお、「生活環境」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産または人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含みます。

生活排水処理施設

台所、風呂、洗濯等で排出される汚水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設をいいます。下水道、浄化槽、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）等があります。

生態系

自然界のある地域に生息、生育する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌等を一体としてとらえたものをいいます。

生物（の）多様性（3つの危機）

生態系の多様性（多様な生態系が存在していること）、種間の多様性（種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること）、種内（遺伝子）の多様性（同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること）の3つの考え方からなる概念です。1992年（平成4年）の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。こうした生物の多様性に対して、国が策定した「生物多様性国家戦略」では、生物多様性を取りまく現状と課題において①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機の3つに加え、地球温暖化による危機が指摘されています。

総量規制

1971年（昭和46年）当時、国の定める「大気汚染防止法」では、「工場の排ガスの排出口」ごとの濃度を規制していましたが、三重県では、四日市地域全体の硫黄酸化物の排出許容総量を定め、「工場」ごとの硫黄酸化物の排出許容量を規制する「総量規制」の導入を検討し、1972年（昭和47年）から総量規制が実施されることになりました。

規制前に年間10万トンであった硫黄酸化物は、企業の努力と相まって、1975年（昭和50年）には、年間1.7万トンまで減少し、これによって、四日市公害の解決への道が開かれたと言えます。

この総量規制の考え方は、その後、「大気汚染防止法」にも取り入れられ、窒素酸化物の総量規制や水質汚濁に対するCOD総量規制の導入にもつながりました。

た行

窒素酸化物

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

低公害車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素等の大気汚染物質や温室効果ガスの排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および低燃費・低排出ガス車があります。

低炭素社会

2007年（平成19年）6月、国で閣議決定された「21世紀環境立国戦略」によれば、「低炭素社会」とは、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すものであり、新しい革新的技術の普及等により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会とされています。

天然記念物

学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物等で、その保護・保存について国や県等によって指定されているものをいいます。

電子マニフェスト

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといいます。電子マニフェストは、管理票の代わりに電子情報処理組織を使用して登録するものです。

は行

干潟

河口や内湾近くで潮が引いたときに現れる砂または泥が堆積した場所のことで、海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイ等の底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

閉鎖性海域

内湾など、外部と水の交換が行われにくい海域のことをいいます。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全や改善が難しく、富栄養化による赤潮等の発生がみられます。

ま行

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS)

Mie-Environmental Management system Standard

三重県独自の環境マネジメントシステムをいいます。ISO 14001に比べて取得費用が少なく、わかりやすい規格で、M-EMS（ミームス）という愛称で呼んでいます。2004年（平成16年）9月から運用を開始しました。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により2001年（平成13年）から2005年（平成17年）にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価のことです。95カ国から1,360人の専門家が参加し、生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし（human well-being）にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにしました。

藻場

我が国の沿岸海域には、大型海草・藻類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系の一つとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場等の役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

ら行

類型指定

水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼および海域の利用目的に応じた水域類型を指定することをいいます。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種の種をリストアップし、現状及び保護対策をまとめた報告書のことをいいます。名称は国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによります。